

令和8年度助成事業概要

事業名		分野	事業実施者							会場	助成措置			申請期限
			地方公共団体			指定管理者		特定公益法人 (※) 注1	実行委員会等 注3		助成率	助成額の上限 (1年ごとの金額)	対象期間	
			都道府県	政令指定都市	市区町村	特定指定管理者 (※) 注1	一般指定管理者 (※) 注2							
地域の文化・芸術活動助成事業	[1]創造プログラム (一般分)	音楽 演劇 ダンス 伝統芸能 美術等	○	○	○	○	○	○	○	原則として、 当該申請団体の区域内に所在する公立文化施設	1/2以内	1,000万円	2年 もしくは3年	令和7年 9月30日 (火)必着
	創造プログラム (企画制作力向上特別分)				×	都道府県・政令指定都市に係る指定管理者、 特定公益法人、実行委員会等							○	
	創造プログラム (地域課題対処特別分)				○	○	○	○	○	500万円			2年 もしくは3年	
	[2]連携プログラム				○	○	○	○	○	原則として、 当該申請団体の区域内に所在する公立文化施設	2/3以内	500万円	1年間	
	連絡調整事業	100万円										事業前年1年間		
	[3]研修プログラム										2/3以内	200万円	1年間	
	[4]公立文化施設活性化計画プログラム				2/3以内	200万円	2年以内							
地域伝統芸能等保存事業	[1]映像記録保存事業	地域伝統芸能等	×	○	○	×	×	×	×		2/3以内	200万円	1年間	
	[2]保存・継承活動支援事業										1/2以内	30万円		

※ 特定指定管理者とは、地方公共団体が1/2以上出資している公益財団法人等で指定管理者の指定を受けているものをいう。
一般指定管理者とは、上記以外の指定管理者をいう。
特定公益法人とは、地方公共団体が1/2以上出資している公益財団法人等で地域創造が特に認めたものをいう。

注1 設置者である地方公共団体の長の副申書を添付
注2 設置者である地方公共団体の予算を経由して間接的に助成
注3 地方公共団体が実行委員会等に対して負担する額を助成対象

	創造プログラム		
概要	地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上、公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域の活性化に寄与する長期的展望を有し、発展的・継続的に事業を実施するうえで他の地域の参考となるような顕著な工夫が認められる公演、展覧会事業等に助成する。 また、地方公共団体の共同事業として、その成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により、創造性豊かな地域づくりの推進を図るものとする。		
	公演、展覧会事業に関する企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図る。		地域における社会課題の深刻化・顕在化等に伴い、地方公共団体等が文化芸術により地域の課題に向き合い解決に向けて取り組もうとするアウトリーチ、ワークショップ等を行う事業に関する企画制作能力の向上等を図る。
事業要件	(一般分) 1 単なる公演、展覧会事業ではなく、長期的な展望をもち段階的に発展する事業であること。【発展性】 2 地方公共団体等が主体的に企画し、制作実施するものであること(NPO等との連携(委託又は実行委員会等への参加)を含む。)。【自主性】 3 公演、展覧会とは別に、アーティスト等による学校や福祉施設等でのアウトリーチ、公募型ワークショップ等の地域交流プログラムを実施するものであること。【地域交流】 4 事業が一過性の催事に終わることなく、その後の継承・展開についての具体性を有するものであること。【継続性】 5 事業内容や事業制作手法において他の地域の参考となるような工夫があること。【モデル性】 6 地方公共団体等が、申請に際して新たに企画し、制作実施するものであること。【新規性】 7 公演、展覧会は、原則として、助成申請をする地方公共団体等の区域に所在する公立文化施設を会場とするものであること。【会場】 8 公演、展覧会等の開催に際しては、適正な額の入場料、参加料等を徴収することとしていること。ただし、地域伝統芸能に関する事業は、入场料、参加料等の徴収を必ずしも要しない。【入場料】 ※ 地域伝統芸能とは、当該地域において保存・継承する必要が認められる伝統芸能等であって、国指定文化財に該当するものを除いたものをいう。 ※ 地域の人材を育成する観点から、アーティスト等の提案に基づき企画制作されたもの、表現の多様性を理解できるようなジャンル間のコラボレーションがあるものは、採択に当たり、判断材料とする。	(企画制作力向上特別分) 1 この事業を行うことにより、事業実施者の企画制作力を更に向上させることや、周辺地域の公立文化施設等に対して波及効果をもたらすものであること。【企画制作力向上】 2 地方公共団体等が主体的に企画し、制作実施するものであること(NPO等との連携(委託又は実行委員会等への参加)を含む。)。【自主性】 3 公演、展覧会とは別に、アーティスト等による学校や福祉施設等でのアウトリーチ、公募型ワークショップ等の地域交流プログラムを実施するものであること。【地域交流】 4 事業が一過性の催事に終わることなく、その後の継承・展開についての具体性を有するものであること。【継続性】 5 事業内容や事業制作手法において他の地域の参考となるような工夫があること。【モデル性】 6 地方公共団体等が、申請に際して新たに企画し、制作実施するものであること。【新規性】 7 公演、展覧会は、原則として、助成申請をする地方公共団体等の区域に所在する公立文化施設を会場とするものであること。【会場】 8 公演、展覧会等の開催に際しては、適正な額の入場料、参加料等を徴収することとしていること。【入場料】 ※ 地域の人材を育成する観点から、アーティスト等の提案に基づき企画制作されたもの、表現の多様性を理解できるようなジャンル間のコラボレーションがあるものは、採択に当たり、判断材料とする。	(地域課題対処特別分) 1 文化芸術により地域の課題に向き合い解決に向けて取り組もうとするアウトリーチ、ワークショップ等を行う文化芸術事業であること。【地域課題】 ※ 地域の課題に向き合い解決に向けた取組とは、例えば、以下のような取組をいう。 ・少子化・子育て支援や未来を担う人材育成に係る取組 ・社会包摂や多文化共生を促進する取組 ・地域伝統芸能等地域の文化資源の保存・活用を通じたコミュニティづくり・まちづくり・地域活性化に係る取組 ※ 公立文化施設を会場とする公演、展覧会事業は不要。地域の課題に応じ、適切な会場を選択できるものとする。 2 地域の課題の解決に向けて長期的な展望をもち段階的に発展する事業であること。【発展性】 3 地方公共団体等が主体的に企画し、制作実施するものであること(NPO等との連携(委託又は実行委員会等への参加)を含む。)。【自主性】 4 事業が一過性の催事に終わることなく、その後の継承・展開についての具体性を有するものであること。【継続性】 5 事業内容や事業制作手法において他の地域の参考となるような工夫があること。【モデル性】 6 地域の文化・芸術の振興に資する事業であること。【地域性】 7 地方公共団体等が、申請に際して新たに企画し、制作実施するものであること。【新規性】 ※ 地域の人材を育成する観点から、アーティスト等の提案に基づき企画制作されたもの、表現の多様性を理解できるようなジャンル間のコラボレーションがあるものは、採択に当たり、判断材料とする。
対象期間	2か年もしくは3か年 (各年度ごとの申請を審査したうえで決定する。)	1年間	2か年もしくは3か年 (各年度ごとの申請を審査したうえで決定する。)
助成率	1／2以内	1／2以内	1／2以内
助成上限額	1,000万円／年	1,000万円／年	500万円／年
事業実施者	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 一般指定管理者(2以外の指定管理者) 4 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人) 5 実行委員会等	1 都道府県、政令指定都市 2 都道府県、政令指定都市にかかる特定指定管理者(都道府県、政令指定都市1/2以上出資法人) 3 一般指定管理者(2以外の指定管理者) 4 特定公益法人(2以外の都道府県、政令指定都市1/2以上出資法人) 5 実行委員会等	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 一般指定管理者(2以外の指定管理者) 4 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人) 5 実行委員会等
申請者	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人)	1 都道府県、政令指定都市 2 都道府県、政令指定都市にかかる特定指定管理者(都道府県、政令指定都市1/2以上出資法人) 3 特定公益法人(2以外の都道府県、政令指定都市1/2以上出資法人)	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人)
申請要件	(企画制作力向上特別分)においては、同一都道府県・政令指定都市の重複採択を行わない。		

※予算の範囲内での配分となるため、申請額と交付決定額は一致しない場合がある。

連携プログラム		研修プログラム	公立文化施設活性化計画 プログラム
概要	1 地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、単独では実施できず、経費削減など連携することにより初めて実施できるもので、本プログラムのために新たに自ら企画し、3以上の地方公共団体等が連携して、共同で制作する公演・展覧会のうち「地域交流プログラム」を伴う事業に助成する。 また、地方公共団体の共同事業として、その成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により、創造性豊かな地域づくりの推進を図るものとする。 2 「連携プログラム」実施準備のため、前年度に行う企画調査・連絡調整等の取り組みのうち、地域創造が特に認めるものについて支援する(以下「連絡調整事業」という。)	地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、公立文化施設等の企画・運営に携わる者及び「地域文化コーディネーター」など地域の文化・芸術活動を担う者のスキルの向上、ノウハウの習得などを旨とする、地方公共団体等が自ら主体的に企画・実施する実践的な人材育成事業に助成する。 また、地方公共団体の共同事業として、その成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により、創造性豊かな地域づくりの推進を図るものとする。	公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域において果たすべき公立文化施設の役割と、それを実現するための方策を登載した計画を策定する事業に助成する。 また、地方公共団体の共同事業として、その成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により、創造性豊かな地域づくりの推進を図るものとする。
事業要件	1 連携する地方公共団体等が、自ら主体的に企画し、制作実施するものであること。[自主性] 2 公演、展覧会とは別に、アーティスト等による学校や福祉施設等でのアウトリーチ、公募型ワークショップなどの地域交流プログラムを実施するものであること。[地域交流] 3 連携することにより、事業制作・運営能力の向上に資するもので、中核となる幹事団体の主導などにより連携団体間のノウハウの共有・蓄積などの効果が認められるものであること。[連携による運営能力向上効果] 4 連携することにより、経費節減の効果が図られるもので、出演団体の出演料、旅費、広報物等の印刷経費の節減などの効果が認められるものであること。[連携による経費節減効果] 5 地方公共団体等が、申請に際して新たに企画し、制作実施するものであること。[新規性] 6 公演、展覧会は、原則として、助成申請をする地方公共団体等の区域に所在する公立文化施設を会場とするものであること。[会場] 7 公演、展覧会等の開催に際しては、適正な額の入場料、参加料等を徴収することとしていること。[入場料]	1 地方公共団体等が、自ら主体的に企画し、実施するものであること。[自主性] 2 地域における文化・芸術環境づくりを担う以下の者を対象とするものであること。[対象者] ① 地方公共団体で文化行政を担う者 ② 公立文化施設に携わる者 ③ 公立文化施設と連携して「地域交流プログラム」などを実施する学校の教員、福祉施設の職員、NPOなど ④ 「地域文化コーディネーター」として、地域と文化・芸術活動とをつなぐ活動をする者 ⑤ 上記①～④に該当しない地方公共団体の職員 ※⑤を対象とした研修事業については、地方公共団体の職員による文化芸術により地域の課題に向き合う取組を促進することを目的として行う、アートの手法を用いたワークショップ等を実施するものに限る。 3 実践的な内容を伴う研修であること。[実践性] ① ワークショップ、アウトリーチなどの体験型プログラム ② 少人数によるグループ討議、フィールドワークなど受講者の主体的参加を伴う双方向型プログラム ③ 研修期間が、2日以上となるものであること。 (注) アーティストによる質の高い創作活動に直接触れることで参加者の感受性、コミュニケーション能力を引き出す等の幅広い効果が期待される「地域交流プログラム」を同プログラム未実施の公立文化施設等に普及することを主たる目的とし、同プログラムの実務を担うことが期待される担当者等に対して導入の動機を与えるための効果的な普及活動を内容とする事業については、3の要件の一部を満たさないものについても対象とする。 ※当財団が実施している「地域創造フェスティバル」を参考のこと。 4 他の地域の参考となるような研修であること。[モデル性]	1 地方公共団体等が、自ら主体的に企画し実施するものであること。[自主性] 2 次のいずれかの内容を含む計画を策定する事業であること。[対象事業] ① 公立文化施設の政策評価(類似する他の公立文化施設が評価を行う場合(いわゆるピア・レビュー)を含む。) ② 市町村合併に対応した公立文化施設の管理・運営方策 ③ 公立文化施設による地域活性化効果調査 3 他の地域の参考となるような計画であること。[モデル性]
対象期間	1年間	1年間	2か年以内 (各年度ごとの申請を審査したうえで決定する。)
助成率	2／3以内	2／3以内	2／3以内
助成上限額	1 1団体 500万円、全体3,000万円 2 連絡調整事業 100万円／年 (代表する1団体のみ)	200万円／年	200万円／年
事業実施者	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 一般指定管理者(2以外の指定管理者) 4 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人) 5 実行委員会等	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 一般指定管理者(2以外の指定管理者) 4 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人) 5 実行委員会等	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 一般指定管理者(2以外の指定管理者) 4 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人)
申請者	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人)	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人)	1 都道府県、市区町村(地方公共団体) 2 特定指定管理者(地方公共団体1/2以上出資法人) 3 特定公益法人(2以外の地方公共団体1/2以上出資法人)
申請要件	3以上の地方公共団体等が連携して実施するものであること。[連携数] 本プログラムは、原則として同一地方公共団体の重複採択を行わない。[重複]		